

宇部市の地番・家屋番号の変更を行います (山口地方法務局からのお知らせ)

山口県では、明治期に宅地農耕地等に1番から順に地番（耕地番）が付されるとともに、山林原野等にも同様に1番から順に地番（山地番）が付されたことにより、重複地番が多数存在しています。

山口地方法務局では、皆様の不動産に関する権利を保全し、円滑で安全な取引を図るため、山口県内全域で重複地番の解消を図っています。

1 実施地区

宇部市大字際波、妻崎開作、東須恵、小串です。

2 地番の変更の方法

重複地番の一方を20000番台に変更します。

例① 1番→20001番

例② 123番→20123番

※ 家屋番号も同じ方法で変更します。

3 地番変更の実施時期 令和2年2月3日

4 地番・家屋番号変更の通知

地番変更をした土地・建物の所有者の方には、地番変更の実施後(3月上旬)に、地番・家屋番号変更の通知を郵送します。

宇部市においては、平成25年度から7か年計画により、重複地番の解消を行っています。

御不明な点などございましたら、以下までお問い合わせください。

〒753-8577 山口市中河原町6番16号

山口地方法務局登記部門

電話 050-3381-8756 (直通IP電話)

(平日8:30~17:15)